

# 防府市行政経営改革推進本部設置要綱

平成25年4月17日制定

## (設置)

第1条 本市の行政経営改革の着実な推進を図るにあたって、行政経営改革の基本方針や改革方策等について、行政経営の視点から迅速かつ戦略的に決定し、また、行政経営改革の全庁一元的な推進体制を確立するため、防府市行政経営改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政経営改革の基本方針や改革方策等の決定及び推進に関すること。
- (2) 行政経営改革の進捗状況の公表等に関すること。
- (3) その他行政経営改革に係る重要事項に関すること。

## (構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その都度、本市の職員のうち関係する者を会議に出席させることができる。

## (専門部会)

第5条 本部の所掌事務のうち、特に専門的な事項であって本部長から指示されたものを調査研究し、及び課題解決のための素案を作成するために専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長、副部会長及び部会員を置き、本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の調査審議の結果を本部長に報告する。
- 4 部会の庶務は、その調査審議する事項を所管する課等のうちから本部長が指定する課等において処理する。

(政策等調整会議)

第6条 本部の所掌事務について、行政経営改革の円滑な推進を図る上で、複数の部局間での協議調整その他必要事項を行うため、政策等調整会議を置く。

2 政策等調整会議は、総合政策部次長が招集し、次に掲げる者及び総合政策部次長が指名する部次長その他の職員をもって構成する。

(1) 総務部次長

(2) 総合政策部次長

3 政策等調整会議の議長は、総合政策部次長をもって充てる。

4 政策等調整会議は、必要が生じたときに随時開催するものとする。

5 行政経営改革に係る重要事項のうち各部門間の調整が必要なものについては、本部の会議に付議される前に政策等調整会議の調整を経なければならない。

6 前項に規定するもののほか、政策等調整会議は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 本部において本部長から指示された事項の調整、調査又は検討を行うこと。

(2) 各部門からの要請に基づき、各部門間の調整を行うこと。

(記録及び保管)

第7条 総合政策部長は、本部の会議の経過及び結果を記録し、当該記録を保管しなければならない。

(決裁との関係)

第8条 本部の会議における審議の結果又は第6条第6項第2号の調整の結果であっても、決裁を要するものについては、起案を行い、決裁を受けなければならない。

(結果の周知及び実施)

第9条 本部の本部員及び政策等調整会議の構成員は、前条の決裁が行われた場合において、当該案件が実施を要するものであるときはその促進を図り、所属職員への周知をもって足りるものであるときは速やかに周知しなければならない。

(庶務)

第10条 本部及び政策等調整会議の庶務は、総合政策部政策推進課において処

理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

(防府市行政改革推進会議設置要綱の廃止)

2 防府市行政改革推進会議設置要綱（平成13年4月20日制定）は、廃止する。

附 則（平成26年3月24日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日一部改正）

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長及び上下水道事業管理者	
市長事務局	部長及び総合政策部次長
出納室	会計管理者
教育委員会教育部	部長

議 会 事 務 局	局 長
消 防 本 部	消 防 長